

令和3年度（2021年度）熊本県における 事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書

熊本県知事 蒲島 郁夫は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 制度の整備及び運用に関する事項

熊本県知事 蒲島 郁夫は、熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する整備及び運用に責任を有しております。熊本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する方針」（令和元年12月27日制定）を策定し、当該方針に基づき事務の的確・適正な執行の確保に関する制度（以下「制度」という。）の整備及び運用を行っております。

なお、本制度は、制度の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、制度の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

熊本県においては、令和3年度（2021年度）を評価対象期間とし、令和4年（2022年）3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、制度の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備の概要及び是正状況は別表のとおりです。
再発防止を徹底するとともに、引き続き的確・適正な事務の執行に取り組んで参ります。

令和4年（2022年）7月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

別表

評価対象期間中に把握した重大な不備

No.	分類	概要	是正状況	備考
1	□整備 ■運用	<ul style="list-style-type: none"> ・メール誤送付や個人情報書類を誤って本人以外に交付したこと等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に 14 件発生。 ・当該運用上の不備は、情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせ得るものであり、また、本県の社会的信用を毀損させる影響度の高いものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が流出した経緯等を事案ごとに分析し、その傾向等を踏まえ、メール送信に当たつての事前設定や郵送に当たつての窓付封筒の活用などの具体的な防止策を定めるとともに、本制度における重点的に講ずべき対策として掲げることにより、実施の徹底を図る。 	